

ふじみ野市と飯能信用金庫との地域活性化包括連携協定書

ふじみ野市（以下「甲」という。）、飯能信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の連携協力により地域経済の活性化を図るため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の持つ特色（自然・歴史・文化・風土）に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することで地域の競争力を強化するため連携協力し、もってふじみ野市の地域経済を発展させることを目的として、本協定書を取り交わす。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- (1) 地域経済及び企業経営に関する調査・研究
- (2) 地域産業活性化の支援
- (3) 創業・経営支援
- (4) 地域を担う人材の育成
- (5) 教育・文化・スポーツ事業等
- (6) 災害時における支援
- (7) 甲及び乙が必要と認める事項
- (8) その他、地方創生の推進に関する事項

（連携窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議・情報交換を行う。

（情報の共有及び保護）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施にあたり、お互いに知り得た全ての情報の保持に対しては信義に従い誠実に行うものとする。

2 本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に情報を開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲と乙のいずれからも申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲と乙が誠意

をもって協議し、これを決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各々その1通を保有する。

平成31年3月25日

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

甲 ふじみ野市

ふじみ野市長 高 畑



埼玉県飯能市栄町24番地9

乙 飯能信用金庫

理 事 長 大 野 孝 男

